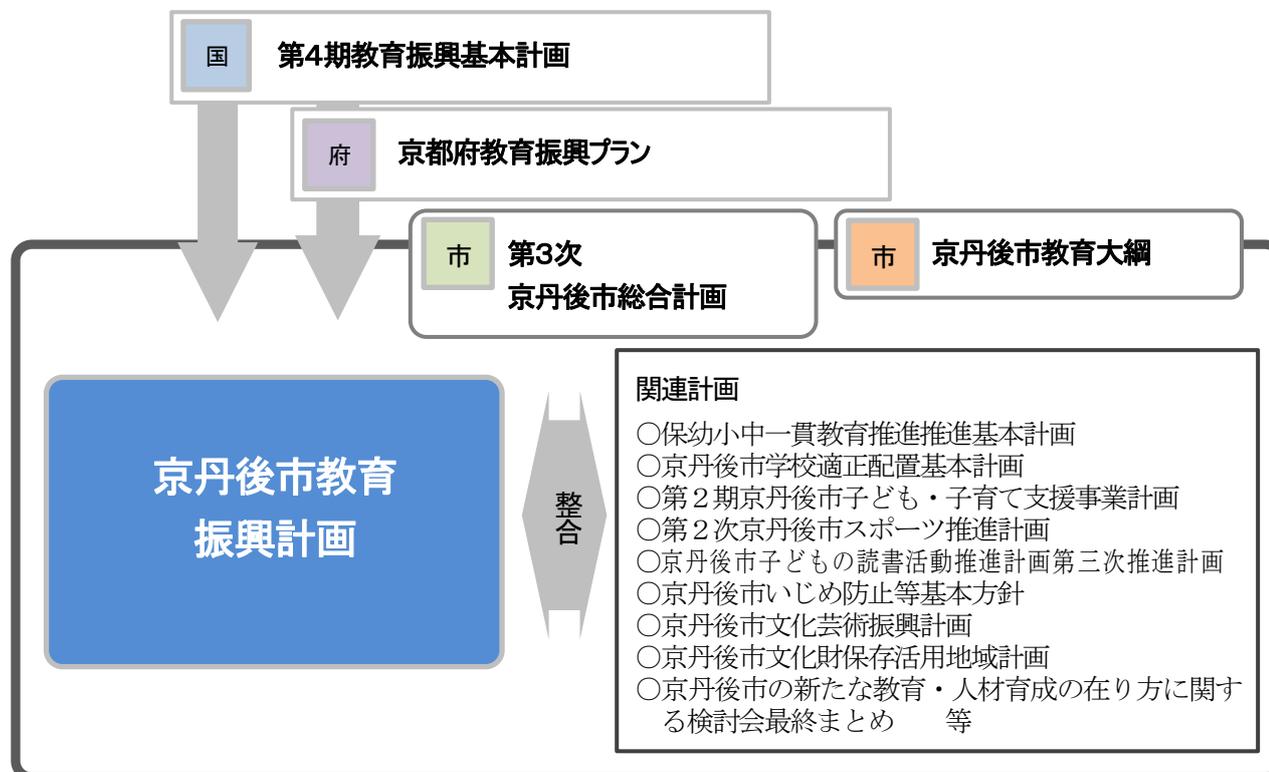


## 京丹後市教育振興計画策定にあたっての考え方

### 1 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項<sup>(※注)</sup>の規定に基づいて策定します。

また、国・府の関連計画を踏まえるとともに、「第3次京丹後市総合計画」、「京丹後市教育大綱」とも連携し、市の関連計画との整合を図ります。



### 2. 計画の期間

本計画の期間は、現計画の計画期間が令和6年度までのため、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等を踏まえ、中間見直しを行います。

	~ H25	~ H26	H27 ~	~ H29	H30 ~	R2	R3	R4	R5	R6	R7 ~	~ R9	~ R11	R12 ~	~ R16		
国	第2期教育振興基本計画 (H25~29)				第3期教育振興基本計画 (H30~R4)				第4期教育振興基本計画 (R5~R9)								
府	京都府教育振興プラン (H23~R2)						京都府教育振興プラン 第2期 (R3~R12)										
市	第1次総合計画 (H17~H26)		第2次京丹後市総合計画 (H27~R6)						第3次京丹後市総合計画 (R7~R16)								
							京丹後市教育大綱 (R4~R6)		京丹後市教育大綱 (R7~R16)								
	京丹後市教育振興計画 (H27~R6)						京丹後市教育振興計画 (R7~R16)										
												中間見直し (R2)					中間見直し (R12)

※注【教育基本法】(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 3. 国・府・市関連する計画等

(1) 第4期教育振興基本計画 資料4-1

(2) 京都府教育振興プラン 第2期 資料4-2

(3) 京丹後市の新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会最終まとめ 資料4-3